版權所有

BULLETIN DE LA SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

大日本監獄協會雜誌

第參拾八號

明治二十四年六月發兌

大日本監獄協會

●會告

一本會に送附する爲替金は東京集治監官舍石澤謹吾氏宛にて東京千住南組千住郵便局に振り込みの事

一會費の送附及び會計に關する往復文書は東京集治監官舍にて庶務局長石澤謹吾宛

一會計に關せさる往復文書は東京牛込區北町卅番地主幹宇川盛三郎宛

右會員各位に廣告致し候事

（遞信省認可）

明治廿三年三月廿五日版權所有
明治廿四年五月廿九日印刷
明治廿四年五月三十日出版

發行兼編輯者　東京牛込區神樂町貳丁目二十二番地　佐野尙

印刷人　東京本所區外手町十一番地寄留　寺井宗平

發行所　東京牛込區神樂町貳丁目二十二番地　大日本監獄協會事務所

（東京並木活版所印刷）

大日本監獄協會雜誌第三十八號

明治廿四年六月

○

○本年五月以來に維持會員として加入せられたる諸君は左の如し

怡土信吉君（東京警視廳市ヶ谷監獄分署長）

安村治孝君（北海道樺戸集治監典獄）

小池浩輔君（熊本縣典獄）

六角耕雲君（厳嶋縣典獄）

○本年五月以來に正員として本會へ加入せられたる諸君は左の如し

滋賀縣　林清兵衛君

長崎縣　清水賢澄君

東京府　早咏悦衛君

高知縣　藤村潤簧君

北海道廳　齊藤衛太郎君

栃木縣　井伊勇之助君　杉本茂廣君　狐塚金次君

大日本監獄協會規則

第一條　本會ハ大日本監獄協會ト稱ス

第二條　本會ノ目的ハ大日本帝國監獄事業及ヒ監獄關係事業ノ改進ヲ翼賛スルニ在リ

第三條　本會ノ事業ハ左ノ如シ

一　監獄事業ヲ奬勵スル事

二　不良少年感化事業ヲ奬勵スル事

三　出獄人保護事業ヲ奬勵スル事

四　貧民ノ救助及ヒ教育ニ關スル事業奬勵スル事

五　諸問及ヒ質問ニ答フル事

六　懸賞文ヲ募ル事

七　監獄ニ關スル譯書並ニ著述ヲ爲ス事

八　監獄ニ關スル圖書ヲ出版スル事

九　本會ノ雜誌ヲ發刊スル事

十　監獄衛生ヲ奬勵スル事

十一　萬國監獄協會トノ通信（萬國監獄委員及ヒ各國監獄公會萬國監獄委員ニ往復其他ニ關スル事）

第四條　本會ハ毎月常集會ヲ開キ會務ノ相談ト事業ノ相談ト學問上ノ研究（講義講談討論談話等トチ施行スヘシ）

第五條　雜誌ハ毎月一回發刊シテ會員ニ頒フ

雜誌ニ掲載スル事項ハ左ノ如シ

一　本會ノ事業ニ關スル事

二　監獄學幷ニ獄則法令

三　歐米諸國監獄法制義

四　衛生ニ關スル事

五　統計ニ關スル事

六　會員ノ通信又ハ寄書

七　本會記事

第六條　推薦員ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

一　名譽會員

二　特別會員

三　維持會員

四　正員

五　推薦員ハ本會ノ特ニ推薦スル方ナリトス

名譽會員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス

特別會員ハ特ニ監獄事業又ハ監獄關係事業ニ功勞アルモノトス

維持會員ハ本會ニ關スル議事其ノ他一切ノ事ヲ擔當スルモノトス

正員ハ總會及ヒ常集會ニ出席スルノ權利アリ有シ本會雜誌購讀ノ義務アルモノトス

第八條　推薦員ハ皇族ニ請フテ其ノ許諾ヲ受ルモノトス

名譽會員及ヒ特別會員ハ議員全体ノ發議ニ因リ本會ニ於テ撰擧スルモノトス

第九條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

總裁

副會長

庶務局長

調査局長

主幹

庶務委員

調査委員

議員

特別調査委員

第十條　會長以下ノ役員ハ其ノ任期ヲ一ケ年トシ毎年ノ總會ニ於テ改撰ス但シ再撰セラルルヲ得

第十一條　役員ハ總テ名譽職トス

第十二條　總會ハ毎年四月ニ之ヲ開ク

第十三條　維持會員ハ毎月會費金五拾錢チ納ムヘシ

第十四條　撰擧ハ總テ維持會員之ヲ行フ

明治廿三年七月十二日改正

第參拾八號目次

○加入人名……一
○官　報
件……二
○三　特別會員寄書
件……八
○小原重哉君ノ寄書……八
譯　譯
○獨國監獄法（千八百八十九年刊行）……正員加地鈔太郎譯一三
○ヴエニス共和國暗獄の惨狀……正員武田錦子譯二〇
○瑞典國監獄大博士「アルムキスト」氏小傳……正員武田英一譯二三
○露國萬國監獄會議第一部第四問の答……正員野村泰亨譯二七
○刑の中止と保護會社との關係……正員和川信親譯三三
○露國萬國監獄會議第六部第三問の答……正員佐野衛譯三六
雜　論
○定設勞役場の必要……三九
○刑法改正案中監獄に與ふへき一大利便……四〇
○希望二則……四一
○六　通　信
件……四三
○四　寄　書
件……五三
本會記事
○五
件……六〇

愛媛縣　大越永貞君　島　渉君　永田敬介君
小山繁次郎君　越智陳平君　梶原喜蒯君
兵藤正照君　土居居孝君　平田昌知君
堀江常編君　豊島正賢君　岡村達太君
松井源一君　粟生茂七郎君　福島藤吉君
大野長治君　東　政治君　井上正徃君
松岡善久君　寺島德彌君　白石照明君
中西武鄕君　吉田兼三郎君　宮崎良作君
綱島良三郎君　村田勘六君　鬼生田顯光君
市川安敬君　伊藤千賀太郎君　松本神量君

官報

自明治廿四年五月廿日
至明治廿四年六月廿日

香川縣典獄　田中義達

●辭令

陞敍奏任官五等

千葉縣典獄　福原元資

重禁錮六月四津宮鏃次郎ノ附加罰金ニ對スル輕禁錮十日ノ換刑執行ノ指揮ヲ受ケナカラ主任監獄書記ニ於テ誤テ名籍簿ニ其記入方ヲ漏シタルニ心附カス主刑滿期ヲ以テ直ニ釋放シタル段職務上不注意ニ付罰俸月額十分ノ一ヲ科ス

●雜事

監獄會議●宮崎縣ニ於テハ五月十五日各監獄支署長ヲ宮崎監獄署ニ召集シ獄務上ノ要項ヲ商議シ同十八日閉會セリ●千葉縣ニ於テハ五月二十六日ヨリ千葉縣監獄署ニ各監獄支署長ヲ召集シ治獄上緊要ノ事項ヲ議了シ同三十日閉會セリ●宮城縣ニ於テハ六月六日各監獄支署長ヲ同縣監獄署ニ召集シ獄務上ニ關スル協議會ヲ開キ同八日閉會セリ●新潟縣ニ於テハ各監獄支署長ヲ監獄署ニ召集シ五月二十日ヨリ監獄事務ニ關スル協議會ヲ開キ議案十數件ヲ議了シ同二十五日閉會セリ●三重縣ニ於テハ本月十一日ヨリ各監獄署長ヲ招集シテ獄務ヲ商議シ同十三日閉會●大分縣ニ於テハ本月十日ヨリ各監獄支署長ヲ監獄署ニ召集シ本年第二期獄事會ヲ開キ獄務ニ關スル要項ヲ議シ同十二日閉會セリ

監獄署移轉　青森縣監獄署ハ曩ニ東津輕郡蟹川村大字上野ニ於テ建築工事着手ノ處獄舍竝ニ事務所等落成セルヲ以テ六月七日在監人ヲ移送シ翌八日ヨリ同所ニ於テ事務ヲ取扱ヘリ

看守教習所設置　三重縣ニ於テハ看守教習所ヲ監獄署内ニ設置シ六月十日開所式ヲ執行セリ

假出獄認可不認可及停止人員　内務省ニ於テ調査セル本年五月中假出獄ヲ認可セシ人員ハ二十六人認可セサル人員ハ三人停止セシ人員ハ七人ニシテ其罪名別等ハ左表ノ如シ

假出獄者罪名別

罪名	人員	罪名	人員	罪名	人員
謀殺未遂	二	官印僞造	四	毆打致死	四
持兒誘強盜	二	監守盜	一	貨幣僞造	一
幼者誘拐	一	官文書僞造	六	竊盜	二
				合計	二六

假出獄認可廳府縣別

廳名	人員	廳名	人員	廳名	人員
警視廳	一	岐阜	二	德島	一
長野	二	大分	一	神奈川	一
佐賀	一	埼玉	一	富山	三
三重	一	廣島	二	長崎	一
合計	二六			鳥取	一
				宮崎	一
				和歌山	一
				滋賀	二
				合計	三

假出獄不認可廳府縣別

廳名	人員	廳名	人員	廳名	人員
警視廳	一	佐賀	一	京都	一

假出獄停止廳府縣別

廳名	人員	廳名	人員	廳名	人員
大坂	二	茨城	一	福島	一
愛知	一	合計	七	神奈川	一
				合計	二

（備考）甲廳ニ於テ假出獄セシ者ニシテ乙廳ニ於テ停止セシ分ハ甲廳ノ部ニ入ル

●露西亞　徒刑流罪民使役ニ關スル特別規則　今般烏蘇里鐵道敷設ニ附キ此工事ニ徒刑流罪民ヲ使役スルタメ其筋ニ於テハ右使役ニ關スル左ノ規則ヲ特定シ裁可ヲ得タリ（本年四月二十二日露國官報）

第一條　黒龍江沿道總督ニ左ノ事項ヲ委任ス

第一　烏蘇里鐵道敷設ノタメ移送シ得ヘキ徒刑流罪民ヲ同地方ニ移シ之ヲ使役スル事但シ此目的ヲ以テ本年薩哈連島ヘ移送スヘキ徒刑流罪民ハ之ヲ浦潮斯德ニ留置スヘシ

第二　工部省ト直接ノ商議ヲ經テ使役スヘキ徒刑流罪民ノ賃銀ヲ一定シ之カ計算ヲ整理スル事

第三　前項罪囚ノ賃銀額十分ノ一竝ニ定時間外ノ增賃銀ハ全ク罪囚ノ所得ニ付スル事

第四　前項ニ基キ罪囚ノ賃銀額ヨリ十分ノ一ヲ引去リタル殘額ヲ以テ罪囚使役上須要ノ事項ヲ完成スルノ費用ニ供シ其殘額ヲ國庫ニ納付スル事

第五　鐵道工事ニ使役スヘキ罪囚取締ノタメ看守員ヲ任定シ且ツ罪囚監理署ヲ假設スル事

第六　冬季中工事ヲ休止スル場合ニ於テ數多ノ罪囚ヲ一處ニ群居セシメ之カタメニ或ハ不良ノ結果ヲ生スルコトナキヲ保スヘカラサルヲ以テ此際工事ノ現場ニ留置スルヲ要スル人數ノ外ハ薩哈連島其他最近地方ノ監獄ニ配送スル事

第七　工事ニ使役スヘキ罪囚其他看守員等ノ經費明細表ハ左ノ費目ニ基キ調製スル事

一　罪囚及看守員ノ居舍建築費

二　罪囚賄費ノ增割高及看守員ノ日當但シ看守員中兵卒ハ一日十哥、下士官ハ二十哥、ノ割合

三　罪囚及看守員ノ衛生及醫療費但シ一人ニ附一箇年二留ノ割合

第二條　罪囚ノ監理長ニハ薩哈連島長官ト同一ノ職權ヲ付與シ同巡視長ニハ同島區長ト同一ノ職權ヲ付與シ其勤務日數ヲ在職日數中ニ算入ス

第三條　看守ノ定員ハ罪囚四十人ニ附キ大看守一人同二十人ニ附キ少看守一人ツヽノ割合ヲ以テ黑龍江沿道總督之ヲ任定シ其經費ハ他方監獄巡視費額ノ內ヨリ之ヲ支辨ス

第四條　鳥蘇里鐵道工事ニ使役セラレタル罪囚ニシテ就役精勤ノ者ニハ其就役年數一年ヲ一年半ニ算定シ以テ其刑期ヲ減縮ス

露西亞　西伯利流罪民ニ對スル特赦令　露國皇太子ニコライ、アレキサンドロウヰチ殿下浦潮斯德ニ御來著ノ當日西伯利流罪民ノ特赦ニ關スル勅令發布ノ件ヲ黑龍江沿道總督ニ命セラレタリ該勅令ハ即チ左ノ如シ（本年五月三十一日浦潮斯德每週新聞）

朕ノ愛子露西亞國帝位繼承者大公ニコライ、アレキサンドロウヰチカ西伯利巡迴ノ紀念トシテ其西伯利地境ニ到著ノ日現ニ同地方ニ在ル流罪民ニ對シ殊恩ヲ加ヘンカタメ左ニ明記スル所ニ基キ特赦ヲ施サシム

第一　品行善良、就役精勤ナル無期徒刑流罪民ハ有期徒刑二十年ニ減シ、同有期徒刑流罪民ハ其刑期三分ノ二マテヲ減ス

第二　未丁年時ノ犯罪ニ由リ四年以內ノ徒刑ニ服セル流罪民ハ植民場流罪民ノ部類ニ編入ス

第三　植民場流罪民及四年以上有益ノ役業ニ服シタル徒刑流罪民ニシテ植民場流罪民ノ部類ニ編入セラルヘキ者ニ對シテハ其農民籍ニ編入セラルヘキ期限ヲ十年トシ右編入十年ノ後ニ於テ首府及首府所在ノ縣地ヲ除クノ外自由ニ住地ヲ撰定スルノ權利ヲ付與ス但シ住地ヲ撰定シ轉住スル場合ニハ一旦褫奪シタル諸權利ヲ復與スル代ニ當初五年間ハ轉住地警察官ノ監視ニ付スヘシ

第四　西伯利地方謫居民ニハ共謫刑ノ宣告ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ二十年ノ後首府及首府所在ノ縣地ヲ除クノ外自由ニ住地ヲ撰定スルノ權利ヲ付與ス但シ一旦褫奪シタル諸權利ハ復與セサルヘシ

第五　千八百八十二年五月十五日前ニ流竄セラレ朕ノ戴冠式日發布セシ大赦令ニ據リ刑期ヲ減セラレタル者ニハ本令第一第三及第四ニ明示セル特赦ノ外尙ホ左ノ特例ヲ付與ス

（イ）徒刑流罪民ニハ其刑期一年ヲ減ス

（ロ）農民籍ニ編入セラルヘキ權利ヲ有スル植民場流罪民ニハ其西伯利市民籍ニ編入セラルヽコトヲ認許ス但シ該市民組合ノ承諾ヲ經タル場合ニ限ル且ツ編入セラレタル後ト雖モ定規ニ基キ許可ヲ得ルニアラサレハ歐羅巴露西亞地境ニ入ルコトヲ得サルモノトス

（ハ）千八百八十三年ノ大赦令ニ基キ謫刑ヲ許サレタル西伯利地謫居民ニハ其流罪民タリシコト及處刑ノ宣告ヲ受ケタルコト等ヲ標記セスシテ旅券ヲ交付ス

第六　浮浪罪ニ由リ流竄セラレタル者ニシテ其屬籍ヲ申出テ地方裁判所ニ於テ之カ證明ヲ與ヘタルトキハ首府及首府所在ノ縣地ニ於ケル居住權ヲ與ヘスシテ流刑ヲ免ス

本令第一第三及第五ノ適用ハ內務大臣竝ニイルクツク總督及黑龍江沼道總督ニ委任ス右適用上ノ疑義ニ關シ各官廳ハ元老院ニ對シ裁定ヲ求ムルコトヲ得元老院ニ於テ該裁定ヲ與フルニ權限外ニ涉ルノ廉アルトキハ一定ノ手續ヲ經テ朕ニ裁定ヲ求ムヘシ

特別會員寄書

●小原重哉君の寄書（承前）

犯罪人入監の時著衣は悉く褫ひ別に官の制服を穿たしめ褫衣は用達の賣放衣舖へ賣却す出監の時は又賣放衣舖より特服を購て罪人に授與す故に領置の煩なく沒却の制を設けす又罪の輕重に依て差別するあとわるなし

日曜日を始め耶蘇年回日國王誕生日とても別種の佳饌等與ふる法なし只工役を休息するのみ此當日は德士法談して諸囚を敎諭す尤常食は各曜日を以て少差異をなせり

但役囚意向能く常々精勤人に越る者は本文の日敕典有て免さるゝあと無きに非らす譬は五年の者は三年十年の者は七年にて放免せらる又永き服役の者も三年間虔誠なれは七日毎に豚肉を與ふるあとあり

死罪の行刑は午前第六時より八時までを限とす餘の行刑は正午前後なり

已決者署法に背けは糺治の間一人別室に鎖し工役せしめす

但し十二時間別室に鎖し輕重に拘はらす其時限內處罪するを例とす

犯人の親族知故より通信せんと乞ふ時は罪狀の輕重に別なく之を取扱する事左の如し

外よりの書信は回數を定めす但し無事康健を報するのみ

監內よりの書信は通債の義務を行はすして入監したる者又は一般俟審中の者は幾回にても許す又衣服飲食等親故より贈與するを許す

審裁後の罪囚は四十二日の間に一次許す其重囚は三ヶ月に一次許す

總て監內より出す消息は次葉に顯す樣式の如き獄署の印信紙（信紙の中央に英國政府の圖章な印出せり此れは抄紙家の手になるものなり）一葉を與へ之に書せしむ●二葉は決して與へす

滿限の節は其前日親戚より衣服を贈らんと乞へは之を許す

英吉利國某監獄　監犯消息引保

一　監犯の消息は此表面の素紙中に書寫するを制限とす

一　監犯の探問書を贈り及ひ佗人より之を受る事を許すは其親族朋友と正しき聲息を爲さしめ無耗より生する虞心なきを保たしむる政府の愛惠にして新

聞及び時事の論說を知らしむる爲に非さるなり

一　凡て消息は監獄の總管大員之を核閱す第し屬文は言々語々明了なふさる可ふす故に不正穩散に涉る字面あるを許さす

一　消息は贈答共監犯の差等に應し以て之を許すの例次項に列す

一　負債人　　適意

一　再審斷を命せられたる監犯　　監則に照す

一　輕罪人　　三週間に一次

一　重罪人　　三月間に一次

一　監犯の本罪に係らさる內密の事は直ちに總管大員に通報するを得る總管不得已の別故と思料せは其事由を監犯に告く

一　監犯不良の行ひある時は一時消息の贈答を奪ふ

一　何人を問はす監內へ衣服、金錢、阿片、煙草及び其他の物品を贈入せんと謀る者は罰金或は禁獄の罰を加ふ如し監犯情を知れは共に罰せ

日　月　年　保引息消入鎭禁獄監某國英

死刑の者は其罪宣告せふれし日より行刑までは毎日にても親族に逢ふを許す況遺言等は其旨趣を細聽し請求に應して親放に通せしむるを許す但死囚なちさるも重病に罹り死に向として願ふ時も亦同し

但し死刑を命したる後は鐵繩に鎭器の屬せしものを囚の脚部の髖骨上に繫帶

し堅牢ある錬鍊を縋帷して錬鐵に絆く其室中の裝構は巨大の石を用ひて石床（クサリツナ）を造り其中心に裏面まで貫徹したる錬鉄（クサリ）に一大鐵を穿ちたるものなり

俟審中の禁囚は服役せしめす此は未た有罪と決せさる故なり第し運養の爲め内役せんと乞へは之を許そ

禁囚は總て一日の食三次なり但し西洋人は朝晩の食は飯と魚を壹一次は粥と塩を與ふ

禁囚の食物を製する者は輕重罪に拘ふす皆役囚を使用す

但し輕働者と重働者と食物は一般なり獨り新嘉坡は差分あり

近隣火災ある時は獄卒獄丁に守らせ禁囚悉く他所へ移す卒丁不足なれは市街巡視の「ポリス」を頼む或は若し切迫の際放免し定期を愆たすして立歸るとも未た咎罪等の法あるを聞すと云へり

但し未た本地に於て失火あるを聞すと何となれは監獄は勿論他の屋宇皆天然石或は煉火石造なれはなり

女犯の工役は治辮裁縫右繩絢き其他放免後生理の資となる工藝に服さしむ

犯人入監中其父祖妻孥の養口に窘窮するを愁訴すれは之を貧院に入れしむ

裁判官囚犯に苦役の期限を宣告し入監證書の裏面に其期限を記して獄署に送致す滿期の日掌印官より「ポリス」屯署の長官へ達し翌朝「ポリス」若干監獄の門前に來て放免人を接領し直に調練場へ（毎朝定例に由り「ポリス」多衆相聚りて調練するの場なり）帶往して一同へ熟視せしめ以後此者再ひ惡事をなすへきも計り難きゆへ能く面貌を認め居るへしと聲言し又放免人へも如此計ひし上は再ひ惡事をなさは直に捕はるへけれは改心すへしと誡諭して放遣す

但し全く期滿て放免するの法にして滿期の日を算入するに非す

譯述

○獨國監獄法（千八百八十九年刊行）（前號の續き）

獨國　ヘルマン、ゾユフエル述
正員　加地釣太郎譯

第八款　監獄内の處務

孛國の監獄則は(一)囚徒の受領入監及別異(二)分房制と合房制との施行(三)監獄の領錮及安全幷に監獄內取締(四)紀律の諸點に關し詳細なる規定を設けたり、施体懲罰は孛國の司法省に屬する監獄幷に數多の聯邦を監獄に於て禁する所なり、然れとも徒刑囚に對しては孛國に於ても之を行ふまとを許せり、懲罰は譴責、減食、嚴重監禁の外に工錢(下文第十三疑を看よ)所有の制限若くは沒收、數日間運動の禁止、讀書又は作業の禁止等なり、孛國監獄則は其他に(五)各監獄の日程に關する令規(六)獄內經濟就中其秩序、清潔、衣服、寢具、及食料に關する規定あり、被服に付ては囚徒をして自己の衣服及麻布を着用せしむへきや否やの問題甚緊要なりとす然れとも諸家の持說及各國の規定一樣ならす又言語に於ても囚人に對し「おなた」と呼ふへきか「れきへ」と云ふへきかに付ても亦然り

第九款　食料

監獄の最も重要なる問題は囚徒の食料にあり然るに此點に付ては其主眼とする所往々一定せさるか爲め地の實効囚徒の費用及衛生に關し頗る困難あるを免れす近時に至り詳細なる調査及觀察を行ひ現に囚徒の体量を時々計量するまでに

至れり故に蛋白質、脂膀質及炭化水素の適當なる分量を囚徒に給與せさるへからす、必要なる食物の變更を爲し以て囚徒の食慾を進めさるへからす、食料の分量は其必要丈に止めさるへからす、激動する物質は之を給與すへからす、因て監獄に於て通常一定の日數を以て時々變更すへき食料表を調製せさるへからすとは之れ一般の通則とす獸肉は一週に二回又は三回給與するものにして其一週間の分量は二百乃至二百四十「グラム」とす右は健全者に給與する食料にして其他に輕罪の病囚及監獄ノ普通食を給與すへからさる囚徒の爲めに別段の食料表(所謂折衷食)を定め又其他に病者の爲め別段の食料を設くるあとを得而して此折衷食及病囚食に付ても監獄の目的に基き制限を設けられたり

第十款　囚徒の作業

囚徒の作業に付ては獨國刑法第十五條乃至第十九條に二三の規定あり然れとも其重もなる事項は監獄則を以て定められたり盖し監獄則を以て囚徒各自の從來の生活に隨ひ一般に作業を授くるあとゝなすは到底行はるへからさる所なり孛國監獄則第七十條に規定して曰く(一)凡そ監獄に於ては囚徒の放免後其生計の資

けとあるへき種類の作業を行ふへし(二)各監獄は右の外他の種類の作業をも入るゝおとを得(三)衛生を害し又は秩序を乱るへき作業を行ふおとを禁す(四)監獄に必要なる衣類寢具及器物は爲し得へくんは囚徒をして之ヲ製作せしむへし(五)獄内の作事も亦囚徒をして之を行はしむへし(六)囚徒の永久に渉る作業は可成丈受負人との契約に依り之を行はしむへしと○監獄作業の事たる曾に刑の執行上に重大なる關係を有するのみならす監獄外の工業家に影響する所少なからす故に監獄の作業を如何に善良に仕組むも民間の工業に妨礙損害を及ぼすとは到底免れさる所なり去りとて囚徒をして徒に無爲に安逸せしめ若くは無益無要の作業のみを行はしむるおとを得さるへし若し又囚徒の勞力を獄外に使用するとせんか假令獄内の作業を盛大ならしめさるも其競爭は愈大なるへし在監人の無爲に因り己れの利を謀ふんとするは道義上より云ふも一般經濟上より見るも決して採るへきおとにあらす是故に尤も安全なる方法は監獄の作業を出來得へき丈政府の需用に充つるにあり即ち陸海軍の許多の需用品を製作し土木水利工事に從事せしむるか如き是れなり而して是等の作業及工事にして現在の囚徒を充分に

使役するに足らさるときは尙は他の作業をも採用するおとを得へし監獄の作業に關し確守すへき原則は監獄の作業は其盛大なるを得さる場合を除くの外は民間工業の價よりも低廉に之を行はしむるおとを得すとの事是れなり○囚徒作業の使用法の種類は一樣ならす官業あり受負業あり有給業あり官業は官に於て自己の爲めに原品を購入し囚徒をして之を製作せしめ而して注文に依り又は自由賣買に依り其製作品を賣捌くものとす受負業は監獄より一個人に囚徒の勞力を人員及日數に應して賃貸するものにして受負人をして自ら監内に於て其業を行はしむるを原則とす然れとも獨國外の諸邦に於ては官の監督に依り囚徒を獄外に出し一個人の家宅に於て從事せしめ加之其作業の要する日數間は其所に起臥し唯日曜日及ひ祭日に限り獄内に皈らしむる所もあり有給業とは如何なる場合に於ても工業主に直接するおとなく獄内に於て作業を行はしめ而して工業主は其差出したる原品の製作出來したるものを受取り之に對し日給を支拂ひ又は製作品の員數に依り其賃銀を仕拂ふものとす(此第二の法を以て双方の爲め利ありとする所なり)

第十一款　學業及宗教

夫れ在監人なるものは教育の點に於て概して緩慢に附せられたるものなり其社會の安寧を害するの所行ある所以のものは生來不完全なる人間か其當時の普通の智識を有すると不充分にして其我意私慾を社會公同の秩序の爲めに鎭制するの力なきに由るなり故に刑罰を以て此緩慢者を改良し監獄に於て其智能を補足し以て其我意私慾を抑制せさるへからず又囚徒は仮令囹圄に在るも其宗教の德に依り其苦楚を慰籍するをとは其必要なる所なり是れ長期の自由剝奪刑を執行する監獄に於て學業教育及神事禮拜を行ひ各囚をして其初等教育の缺乏を補ひ及其宗教上の必要を充たす所以なり、監獄の紀律は此二者に付或る定度までは外部の强制を行ふをとを得せしむ、但し此强制たるや宗教に付ては內部の信仰にまて之を及ぼすをとを得さるや喙々を待たさるなり、例へは禮拜に與るへきをとを命するも祈禱又は聖餐に與るは各自の隨意とそるか如し、若し囚徒をして普通教育を超へて語學及博物學を研究せしむるをと恰もニユルンベルクの分房監獄に於て行はるゝか如くならしめは其効や亦大なるへし、又教育ある囚徒をして其學

を廣ひる爲め右の學事を行はしむるも可なり、然れとも不幸にして獄裏の人となりたる學者の如きは此學業を受けしむるも別に益なきを以て之を除くへきは言を要せさるへし許多の監獄に於ては基督祭の時、祭樹を設け又は歌謠を爲さしむる所あり之と雖とも是れ決して過度及多情を以て咎むへきにあらす何とならは此事たる囚徒の精神を和け感情を厚ふし其意思を善良にするをとを得へけれはなり囚徒の意思にして善良ならんか其行爲も亦遂に善良なるを得へし故に囚徒の善良なる決意を起さしめ其決意を實行するの力を生せしむるは是れ監獄の最高なる目的と云ふへし

第十二款　刑罰執行の費用

監獄費を以て單に囚徒を養ふの費用のみと爲すと又寢具、暖室、麻布、衣服及治療の費用をも合算するものと爲すに依り其額に大差あり加之若し之に官吏の俸給改築修繕の費用を加ふるときは其費用や實に巨額に達すへきなり囚徒の費用辨償義務なるものは、各國に於て之を認めたりと云ふにあらす現に佛、白、伊、英、瑞等の諸國には之れなしとす、此辨償義務の事たるや之を設くへき理由なきにしもあらす

と雖も實際其費用を辨償し得るもの至て僅少なるを見は、モワビットノ監獄に於ては千八百八十六年四徒四百人の內其費用を辨償し得たる者僅に七人に過きす、寧ろ此義務を廢するに若かさるか如し、獨逸帝國刑法は其第四百九十七條に於て刑罰執行の費用を辨償せしむるの主義を取れり、獨逸中の數國に於ては囚徒費の錯雜せる計算を廢し之に代ふるに頗る高担額を以てせり例へは千八百八十三年三月二十七日の孛國勅令は一四一日八十「プヘニヒ」(「プヘニヒ」は凡そ三厘程ニ當る)とせり然るに內務省所管の監獄に對する國庫補助金は一四一日五十五「プヘニヒ」に過きす他の聯邦に於ては其割合甚た差異あり即ちウユルテンブルク國の女囚は三十七「プヘニヒ」巴典國中央監獄の囚徒は八十「プヘニヒ」又小監獄の囚徒は一「マルク」(銀位)城塞刑の囚徒は二「マルク」の割合なり(ホルツエンドルフ氏監獄學要論)囚徒の費用は或は一ケ年毎に或は刑罰執行濟の時に於て之を計算す、費用の徵收は或は裁判所の金庫(孛國)に於て之を行ひ或は區裁判所判事の依頼に依り裁判所執行吏又は行政官例へは巴威爾國に於ては收稅官に於て之を行ふ

(未完)

○ヴエニス共和國暗獄の慘狀

米國 メリー、ジー、プリンス孃述
正員 武田錦子譯 東京

譯者曰此篇は元東京高等女學校の敎師たりしメリー、ジー、プリンス孃の或る時某會堂に於て講述せられたる「ヴエニス」事情の一節にして、同孃か特に自ふ筆記して贈り越されたるものなり、百年以前の事とはいへ、餘りに珍らしきまゝ同孃の承諾を經て此に譯出する事となせり、同孃は曾つて我邦にて監獄改良に從事する協會あるを聞きて大に稱揚の意を表されたるあとなれは、今より以往は時々同孃の說を聞き、米國監獄及ひ慈善の事業に關する談話を揭載するあとあるへし

往昔ヴエニス共和國に於ては、異端監察官(英語に「インクイヲター」を謂ふと稱する有司あり、國民中宗敎にもあれ政事にもあれ學術にもあれ奇も新說を唱ふる者あれは輒ち異端なりとして之を捕へ(ドーヲユ)即ち「ヴエニス」國頭領の住居する宮殿の一室に於て異端監察の秘密法廷を開き、其死刑に該る者は或は之を窒息せしめ或は之を水中に投し或は其首を絞して之を殺し其未た裁判を受けさる者と死刑

に該らさる者とは法廷と僅に一戸を隔てたる暗獄の中に引致するものとせり「ドーシュ」の宮殿と「ヴェニス」の通常監獄とは一の歩廊を以て連接せり、此歩廊は石壁を以て左右に両分し、一を通路とし一を小房とす、異端監察の法廷に於て死刑に處すへしと認められたる罪人は、先つ歩廊の通路を通らしめ、恰も通常の監獄に導く者の如くし、歩廊の端に至つて俄に其睡を旋ふさしめ、之を小房に誘致して縊殺するを常とせり、現今此小房の戸は壁を以て之を鎖すか故に、其中を窺ひ視る能はされとも、其通路は尚ほ現に存在せり、人之を歎息の橋（英語に「ブリッヂ、オブ、サイス」と謂ふ）と呼ふ

暗獄は深く宮殿の牆壁中に設け、上下十二層を爲す、故に又井獄の名あり、千七百九十七年佛軍の「ヴェニス」に逼りしとき、「ヴェニス」人は自ら其殘酷なるを恥ち、最下數層の暗獄を塡塞せり、

今日「ヴェニス」に遊ふ者は尚ほ暗獄の上口より入り漸く小廊を經て幅狹き段階の下に至るを得へし、其深さは即ち歎息橋より低き二三層の所なり、其小廊は纔に微かなる光線を通するのみ、監房は全く暗黑なり而して監房の牆壁には一の小孔あり以て小廊中の陰濕なる空氣を通し、又罪人の食物を入るゝの用に供せり、房内には高さ一尺許なる木製寢臺の外復た他の器物を見す、佛蘭西共和軍の「ヴェニス」に入りしとき、此暗獄中に尚ほ一人の囚徒あり、之を問へは則ち曰く十六年間繫かれて此に在りと、嗚呼此暴器を用ひて此暴政を行ひたる「ヴェニス」政府の殘酷實に極れりと謂ふへきなり

○瑞典國監獄大博士アルムキスト氏小傳（承前）

瑞士國博士　ギヨーム氏編
正員　武田英一譯
東京

第二章

千八百七十二年英京倫頓に萬國監獄會議の開設あるや「アルムキスト」は瑞典政府の委員と爲りて會同し、瑞典國刑法の紀要と監獄實況の約說とを提出せり、是を「アルムキスト」か監獄改良に關する國際の運動に參與する始とす、其監獄實況の約說なるものは米國監獄大博士「ワインス」の設けたる六十九條の問題に答辨する所なり、是の時に當り瑞典國に於ては已に分房制を施行したりしか、世に其分房制の惡

果を擧けて之を譏るものあり、「アルムキスト」は此れ全く反對論者の誣言に出つるものにして斷して此等の惡果なしと公言せり然れとも「アルムキスト」は別に自ら見る所あり、早く已に「クロフトン」の法を以て監獄制度の最も道理に適するものなりとせり

其說に曰く、余の見る所を以てすれは、今日まて世に知ふるゝ監獄制度の中善く人心を改悛せしむるは未た曾て「クロフトン」法即ち彼の愛蘭土に於て採用せふれし、囚人をして漸く上級に遷ふしむる階級法に若くものあふすと(譯者曰本項原文英語を用ふ)

「アルムキスト」か博士「ワインス」に答ふる所は、善く刑法監獄法の要點を擧け、犯罪豫防の手段を網羅して遺す無きものなり、一たひ此答案を閱讀するときは、則ち以て「アルムキスト」の千八百八十七年に於て懷く所の意見は、悉く當時實地の經驗に富み事物の觀察に明かなりと稱せふれし碩學大家の說に符合したるを知るに足るへし、

「アルムキスト」の說に曰く輕微の犯罪に對する短期刑の宣告往々數回に及ふもの

あり(は極めて不良なる影響を罪人に被ふしむるものなりと、又曰く、刑の目的は罪人の爲したる惡事を罰するに在るまと復た疑を容るへからふす、然れとも罪人の心を改悛せしめ其再ひ犯罪に陷るを豫防するも亦刑の目的ならさるへからすと又曰く、監獄官吏の撰定は最も重きを置くを要す、故に此職務に從事せんと欲する者は學理上實地上之か專門の敎育を受けさるへからすと、又曰く、監獄內の作業は囚人の心を改悛せしめ、秩序勞動及ひ豫備の嗜好を與ふる無上の手段なり、と又曰く囚人は成るへく監獄內に於て一藝を學ひ、自由を回復するの日に至て、正業に就くを得るを要すと、又曰く、官業法は能く囚人の心を改悛せしむる大に請負法に勝るものあり、故に余は官業法に左袒すと

「アルムキスト」は又放免囚保護の事業に心を用ふる極めて篤し、今左に其書中の一節を抄錄す

曰く、凡そ犯罪の大原因は幼時の敎育を怠慢に付し、不良の朋友に交り、不良の慣例に感染し、貧困に陷ゐり、(貧困は勞動社會の如き一般豫備の念なきより起るもの多し)一日の得る所輒ち之を口腹の欲に充て、酒を嗜みて娶くまとなきに在り、然れと

も其第二の原因は、一たび罪を犯して之か處刑を受けたる者は、一般世人の擯斥する所と爲り、正業に就かんと欲するも之を幇助する者無きに在り、と（本項原文英語を用ふ）

「アルムキスト」の志す所は單に犯罪の原因を研究するのみに非す、進んて犯罪を防遏し、更に爲し得へくは犯罪の本源を涸竭せんことを務むるものなり、其所爲の如きは以下逐次に之を說示をへし

「アルムキスト」の倫頓萬國監獄會議に臨むや、肯て自ら求めて辨論を試みしことあらず、其公會に於て多數を占め勢力を有したりしは所謂英語派の議員なり、然れとも此萬國監獄會議の目的とする所は獨り各國政府の委員を公會場に聚めて共同の事業に盡力せしめんとするのみに非す、此會議は又當時有名の士單に其名を聞て未た其面を識らさる者をして互に私交を結ひ、親密なる談話に於て各其思想を交換し、其實驗する所を說くの機會を得せしめたるものなり

是の時に當り各國より會同したる議員學士の數頗る多く、人々各異說を懷きしか竟に能く合一の事業を成すに至りしは主として其功を此私交談話に歸せさるを

得す、當時「アルムキスト」は博士「ゲルレ」と俱に瑞典政府の代表者たりしか、其伎倆の倫頓會議々員に知られしは亦實に此私交談話の際にありしなり、蓋し「アルムキスト」の人と爲り快濶にして温和恭敬にして親むへく、如何なる問題と雖も必らす意を留めて之を研究し、又論議するに當ては正理の在る所を審にせさるおとなし、是を以て一言一行、悉く人の意に適ひ、大に議員の敬重する所となれり

「アルムキスト」の英國に在るや、特に其意を不幸なる兒童の敎育に注き閑暇ある毎に育兒院を訪問せりと云ふ、

是より以前は世に萬國監獄會議の利益を疑ふ者無きに非さりしか、「アルムキスト」の倫頓會議に臨みしより、人々皆な其列國政府の爲めに實益あるを確信するに至り、倫頓會議の議員も亦大に「アルムキスト」を信用せり、故に千八百七十二年の萬國監獄會議は即ち「アルムキスト」か名を成すの始なり

（未完）

○

○露國萬國監獄會議第一部第四問の答（承前）

巴里控訴院代言師前代議士佛國監獄上等會議々員筆記
フェルジナンド、レヒュー述

正員　野村泰亨譯　東京

次に現行懲罰を要する犯罪に關しては三箇月以下の禁獄の如き短期刑を廢し貨幣若くは其勞動より生する工錢を支拂ふへき科料に易るを得へし

本論者云く（余輩の希望する所は爾後力めて犯人をして其父兄と分離せさらしめ又力めて惡行邪念を催起するの機會を得せしめさるの境遇に居らしむるにあり）余輩起草する議案の精神及ひ効力は蓋し以上說述する所を以て盡せりとす故に右議案に確定せる各種の方法に準據するときは未た全く精神の腐敗せさる犯人は之を濟度するを得ん然れとも現行法律の如き苛法に拘泥するときは此の如き犯人を所謂囚獄の毒蟲とも稱すへき者の手に任すなり何そ酷薄なるや苟も惻隱の心ある者は之を矯正して匪徒の群より脫せしめさるへからす

一千八百八十六年ガギュール等の諸氏は佛國下院に於て輕罪裁判所か既に宣告したる申渡書を中止するの權を該裁判所に附與することを討議せり是れ既に刑名宣告を受けたる者にして又更に罪の申渡を受くるの場合に於て裁判官は前犯と後犯とを參照し始めて前記の處刑を執行すへしと宣告するを得せしめんか爲めな

り

佛蘭西に在ては受刑人百人に付禁錮六日以上より一年以下の刑を受くる者八十五人とす此法に由れは一は以て國家を保護するあと無く一は以て受刑人を感化するを得す即ち受刑人十二萬五千人中再犯者五万人たるの結果を生す此に由れは則ち監禁は社會を保護せすして適々處刑人の氣力を痿痺せしむるに足るのみ然らは受刑者は之を解放して而も再犯に陷るとを得さらしむるを利ありとす

以上諸案は既に佛蘭西國會の議題となると雖も尙ほ未た民間諸學士の議題となるに至らす然れとも一千八百八十八年五月三十一日の白耳義法律は全く條件附申渡の主義を實施せり

該法律の條文に云く處刑六箇月以上に達せさる時及ひ受刑人從前刑名宣告を受けさる時は各法衙は五年を超過せさる期限中裁判宣告書執行の猶豫を命令するを得へしと

此猶豫期限中受刑人新に刑の申渡を受けさるときは之に係る刑名宣告を以て無効と視做す者とす然れとも之に反する時は猶豫を受けたる處刑と新に宣告を受

けたる處刑とを加重して刑名宣告をなすものとす

以上論する所は既に尋常の讀責にあらすして即ち條件附の申渡を實施するなり之を換言せは裁判官の規定する猶豫期限中受刑人新に刑法に觸る可き罪を犯ささるときは一旦刑名宣告あるも之か實施を中止し甚しきは之を無効となすなり」

又余輩の疑問は佛國監獄大會議の審議せし一議案なりとす此會議は白耳義法律と同一の意義に隨ひ其意見を陳述し懲罰上の讀責を斥けて猶豫法を可とせり

右大會議々員は一千八百八十九年ブルニスセール府に開設せる刑法萬國會議に臨んて復た前問題を討議し各國人民の性質如何と其心性の發達とに注意し以て條件附申渡の主義を可とするの說を贊成するに至れり（一千八百八十九年八月七日の會議）

先きに佛國臨時國會委員は刑法草案を審査し夫の品行端正なるレウィエ氏の「禁獄の序幕」と稱する方法を採可したり即ち處刑を赦免し及ひ既に宣告したる申渡の執行を猶豫する方法の如き是なり

過失の甚た輕くして科料に止まるときは法官は之を赦免するを得然れとも其赦

免の全く特典なると再ひ罪を犯す場合に於て刑法上不問に附するを得さるとは之を被告人に臆想せしむへし

立案者云く前條の如きは獨り讀責を施して其効力ある者に之を科するのみ禁錮三ヶ月以下若くは之に相當するときは裁判官は其執行を猶豫するを得へし」然れとも佛蘭西刑法草案の自耳義刑法と異なるは左の二點に過きす一は讀責の法律を適用するの刑は三ヶ月を超過するを得す一は裁判執行の猶豫期限は之を短縮して三箇年とする是なり

其他外國の現行法律に於て讀責を採用したるは獨り伊太利露西亞二國なるまとを此に追記す

吾か同僚員マカロウ氏の詳密なる報告書中には露國刑法を解釋せり而して此刑は之を左記の三項に適用す

一　官吏の犯せる輕重罪

二　普通の輕罪

三　故意にわちすして政府の命令に乖戻する違警罪

獨逸帝國の刑法にて唯た之を十二歳乃至十八歳の辨別心有ゝさる少年の犯せる輕罪及ひ違警罪に適用するものとす

瑞國司法大臣ヒエレボルン氏は一千八百八十九年五月三日を以て一法案を呈出し各裁判所には禁錮六箇月の刑を猶豫するの權を附與し又三箇年を以て受刑人の猶豫期限とし其他附加刑及ひ一切の宣告書より生する裁判上の結果を規定せり

英國に於ては條件附申渡は保釋金の制と關係し而して其制は警察法を變して刑法上の懲罰法と爲す時に此保釋金を出獄囚徒に對し附加刑として適用し又時に保釋金に易ゆるに自由剝奪刑を以てするおとあり（一千八百八十七年六月八日の英國刑法を參看すへし）

北米合衆國に於ける條件附申渡の方法は幼年の未決囚に之を適用せりマッサヒユセッツ政府は一千八百七十八年條件附申渡を擴張して丁年未決囚に之を施すに至れり故に法官は特別官吏の建議に由り二箇月以上十二箇月以下の期限間受刑人を試驗するおとを命令することを得此特別官吏は右試驗中自ら監督せ

る受刑人を禁獄に處するを得へし　（未完）

○刑の中止と保護會社との關係（千八百九十一年四月一日佛字新聞ルタン抄譯）

正員　柏川信親譯　東京

巴里府裁判所附屬代言師ロレー氏の出獄人保護會社問題に就き熱心せらるゝとは人の善く知る所なり昨日同氏より本社へ左の書輸を寄せられたるを以て之を本紙上に記載して讀者に報せん

「ルタン」は去る三月三十日の紙上（法廷部）に於て三月二十六日を以て發布せゝられたる刑の減等及ひ加重の二者に關する法律に就き刑の減等を適施せる事項を報道せしか處刑中止法の立案者なるベランヂエ氏の新法律を註解せんには其適任者を選んて之に委任せんおと余の希望する所あり然れとも余は新法律の精神に關て實際上の二三の意見を明示せんと欲す請ふ吾子余の爲めに之を許せ各種保護會社は處刑の中止を行ふて益ありとせり茲に其適例を揭げんに十八歳なる少女あり前土曜日に其少女罪あるを以て或人之を輕罪裁判所に訴求せり因て之を糺問

するに其少女は孤子にして曾て其伯母之を取りて家に養ひ以て左右の用を取らしめ而して月に報酬二十「フラン」を給與せり然るに少女は祖母あるを以て其金を得る毎に必らず之か全額を送りて祖母の貧困を辛くも救ひ居れり故に此祖母の食資は單に此少女の贈る所なり其后ち祖母に事あり爲めに少女貰に迫りて惡念勃起し七百「フラン」の金を伯母の家に盜めり伯母は迺ち之を捕へて官に訴へ以て其盜む所の金を復せり是に於て少女は輕罪裁判所に護送せられたるに自ら悔ゆるの狀實に異なるか如し裁判長クランタン氏臨席して法廷を開きしか判官は之か爲めに憐憫を加へ且セリグマン氏の請求とに由りて之を禁錮一ケ月の刑に處すと雖とも然れとも刑の執行は三月二十六日の發布に係かる法律第一條に從て之を中止するものなりと宣告せり此の宣告は實に完美なるのものと謂ふ可し彼の可憐なる少女は嚴酷なる懲戒を加へられたりと雖とも禁錮に處せられす且今より五年間に再び罪を犯さゝるときは前科錄を摔滅するを得可きの位置に居るなり然なれとも彼れ留置獄を出てんとするに嚢中一錢の蓄へなく又先きの伯母に依らんとするも得へからす又未た此の如き者を救助する保護會社のあるおと

を知るの時あらす是を以て少女は周章狼狽して方さに身を措く所を知らす此時少女は偶々罪を犯せる少年の爲めに出頭したる少年四保護會社社員に遇へり是れ則ち天の未た此少女を棄てさる所以にして遂に此會社の救ふ所となれり實に少女に在ては不幸中の至幸と謂ふ可きなり此に由て之を觀れは出獄人保護會社の必要は固より論を俟たす又裁判所内に保護事務を組織し以て之を取扱ふおとの必要を益々感するなり

余は曩てレヴィエ氏に書を贈りて其意を述へて云く余輩は以爲らく一罪人あり其出獄するときは出獄人自らの利益に於ても又吾人の利益に於ても彼れ直に保護會社に入りて爾後再び罪を犯すか如きおそなきを希望すと抑々三月二十六日の法律に從て效驗あるへきの未決囚は正さに容易以て良心に復するを得へきの徒あるへく又未た獄を知らさるを以て其之を畏懼する所の者なるへく又非を悔ひて將來を戒むの徒なるへし畢竟保護會社を創立するは此徒の爲めに外ならす然れとも會社の危む所は被護者にして該會社の保護尙は未た終らす其效顯はれさるに先たち退社する者少からさるに在り

初犯の者は多くは貧困の爲めに往々此の如きの結果を生す故に或は浪籍を行ひ或は乞食を爲し或は竊盜を働ける有罪の未決囚は飢餓に困ひより此に到るを以て其禁錮は必要にあらす盖し此の如き者に在ては監獄を以て一時雨露を防くの所となし又食に與かるの所となせり其れ此の如きか故に之を救助し且之に勞働作業を與へ以て其生計を營むの方向に誘導するを必要とすへきなり

新法律は保護會社に命するに裁判官の指揮に隨ひて速に其事務を行ふ可く又法廷に出張して出獄人ある時は之を引取るの義務を以てせり是に於て爭處刑執行中止の實益を擧け保護會社は愈々其義務を尽し其幸なる効驗の生すへきおと決して疑ひあし而して苟くも獄事に志す者は此事に注意を怠たらさるを信するなり

○

○露國萬國監獄會議第六部第三問の答（前号の續き）

伊國チラン府醫科大學裁判醫學博士　セザール、ロンブロゾー述

正員　佐野尚譯

前段論する所の一切の事項を處するに深刻なる數箇條を以てするを得へしとは余輩の信せさるとおろなり況んや此同題を解釋するに統計表の事實と違も關係せさる者を以てするを得へきにあらす

以上の諸疑問を說明せんには精密にして且半は實際に隨ひ半は論理に亘れるの研究に由らされは得て之を辨說すへからす然れとも此研究は力めて空理を避けさるへからす若し否らさるときは空理は監獄の實際に入て弊害を遺すおと鮮少にあらす近頃此空理の爲めに往々謬迷に陷いるあり故に右に論する所に由りて其謬迷を追想すへし余は今其謬迷を枚擧するの必要あらさるを以て左に只ヾトラン、スカリア及ひブレン兩氏の著書を抜抄して以て足れりとせん

四人を分房に置て以て之に社會の交親を數ゆるを得へきや分房に置くときは即ち社會に全く反する獄裡の生活に居らしめ又四人の必需をして全く疎隔せしめ又身体一切の運動は勿論其思想までも自由ならしめ斯くて彼れに社會の交親を數ゆるを得へきや（ブルッセル氏）

以上の有樣は即ち四人をして正當なる生計の道を誤まらしめ且つ之をして其自

由を忘却せしむるにあらすや然るに斯くして四人をして生計に志さゝしめんとす何そ其事の誤てるや反對論者は四人の感化を口實とし以て分房の壁間に農事の間に成長せる壯健の田漢牧夫を閉房せしめ社會上に在て其位置劣等なる所の監守に之を委ね此の如くするおと數年間にして其身体及ひ心力共に勞疲したる時を以て獄門を開きて其贏衰せる四人を放免し以て生業の競爭ある世の中に出すは彼れ死を得るも生を得るおと難きなり

此の如く獄に在るの日久しければ久しきに從て卒に効を奏すへからす又獄裡に居るおと常習となるの弊に注意せされは禁錮は毫も實際上の行爲に益なきに至ふん

要するに長禁錮の弊は生理上より論するも亦道理上より說くも其害あるおと明かなり是に於てや慈仁を旨とし以て其弊を排擊するものは唯人身の外部に止りて之を爲さんと汲々する者あり慈仁を以てするの極博愛過度に流るゝに至る事あり之れか例を擧れは則ち和蘭國ヲールン府監獄は囚徒に溫湯及ひ冷水を與へて盥洗せしめ又休息處遊戲所を設けり米國エルミラ府監獄にては樂器を彈せしめて娛樂を得せしむトーマストン府監獄は死刑人に食物を製作するを許せりイリノワー府監獄に至ては囚徒に與ふるにビスケット其他菓子蜜柑を以てせり此に由て觀れは古昔拷問の正理に戻ると等く慈仁も亦正理に違さかるあり盖し此の如きは即ち雜婚を嫌忌して終身孤獨を守るか如き極端より極端に傾行せしものと知るへし

(未完)

雜論

奧獄其他の實務家より本會の參考として意見を寄せられたる何少なからす本會爲めに裨益を受くること多し是れ深く謝する所なり然るに空しく之を本會の儲底に收むるは如何にも忍ひさるなり以て自今聊か短評を付して本欄に掲け廣く會員諸君の參考に供そうことゝせり

就ては今後も本會の參考として續々意見を寄せられんことを會員諸君に切望す本會は諸君に代りて之を世に暴道そることを忘たらさるへし

編者白

●定設勞役場の必要

監獄は其囚人の多くをして常に一種類の役業に服せしむるを得へきとおろの定設勞役場を有すると極めて必要なり若し此の定設勞役場なきときは使役の法自然一定を欠き時に或は別に理由なくして苛酷の勞役に服せしむへく時に或は役事の都合にて已むを得す輕きに過くるの業を執ふしむるの弊に陷るおとなしとせされはなり而して其定設勞役の種類に至りて

は地方々々各々特産を異にするを以て其趣同しからさるへしと雖とも之を工業に就き求むるは難くして且つ良民の業を妨くるの恐れあり之を農事に求むるは易くして且つ良民を害するの患なかるへし且つ夫れ囚人を農事に役し其生産物を以て監獄の用に供すときは一は以て自食すへきの天理を目前に教示し一は以て幾分の獄費を減すへく誠に一挙両得と云ふへし況や荒蕪地の多き我國殊に奥羽地方の如き拓地の必要に迫らるゝものあるに於てをや以上の理由あるを以て監獄には必す定役勞役場あるを要し其定役勞役場としては重もに農事を採用するを得策なりと信す

●刑法改正案中監獄に與ふへき一大利便

囚人に付與する工錢は權利的贈與なるすして恩惠的贈與たらんことは常に希望に堪へさりしとあろとす何となれは之を恩惠的贈與と爲すに於ては其贈否の細則は感化主義運用上最も有効なる動力となり其功績盖し豫想の外にあるへきを確信すれはなり然るに我現行刑法は其第二十五條に於て「定役ニ服スル囚人ノ工錢ハ監獄ノ規則ニ從ヒ其幾分ヲ獄舍ノ費用ニ供シ其幾分ヲ囚人ニ給與ス」と明記し以て權利的贈與と爲し

あるより我監獄社會に一大有効の感化動力を欵くの慥實に深かりしか其筋に於ても疾く玆に見る所ありし歟曩きに政府より帝國議會に提出せられし刑法改正案を見るに現行法の第二十五條は全く之を削除せられたり其全削の理由は說明書中に見るを得さる所なれは果して監獄社會の深慮を暬せんか爲めに斯く削除せられたるものなるや否やは確然たらすと雖も兎に角此削除通過し刑法上の權利的贈與の關門撤去せらるゝ以上は監獄則上の規定次第にて囚人の工錢を恩惠的贈與と爲すおとを得へし然るときは或は工錢の剝奪を以て有効なる一の獄罰とも爲すおとを得へく或は作業上等の物件を毀損したる場合には典獄直ちに工錢より其賠償を命するおとをも得へく或は工錢の利子を以て監獄慈惠の用に供するおとも得へく百般利便必す之れに隨伴すへきなり故に先つ刑法改正案中此削除は此儘通過せられんおとを切望す

●希望二則

一、囚人の領置貨物を以て多く書籍を購求するの弊を防かれたし」

囚人は監獄則（第三十二條）に依り現行の法律命令書と修身宗教教育及ひ營業に必要なる書籍とは之を看るおとを許さるゝものとす故に右範圍内の書籍なりせは

之を見んと欲するも其書籍なきか爲め頒置貨物を以て購求を請ふに方り其費用は決して不正當の費用と認むる能はす因て監獄則第二十五條に依り之を許すを至當となすは論を竢たされとも書籍には往々高價のものあれは囚人の請ふまゝに購與するに於ては之れか爲めに工錢濫費の弊を來たす遂に工錢給與の主意立たさるに至るおと必然なりとす今日現に其弊なきにあらすと聞く就ては書籍購求費にも食物購求費と同樣相當の制限を付せふるゝ乎若くは看讀を許そとおろの書籍は一切官より貸付すとの規定を設けふれ以て書籍購求の爲め頒置貨物濫費殊に工錢濫費の弊を防かれんおとを切望す

二、四人の接見度數に相當の制限を設けふれたし　四人に接見を請ふ者は苟も形跡の疑ふへきとおろなき以上は之を許さゝるを得さるを以て極めて少數の囚人を拘禁する小監獄を除きては日々接見者の數十を以て數ふるに至る而して一人の接見三十分時を過くるを得すとの規定なれとも概ね三十分は費やすと聞く且接見を許す時刻朝八時より夕四時迄なれは一日間斷なく許すも十六回の上を出てす因て此餘は翌日に廻すか如きおと當るりと而して接見の際には必す看守長の立合を要するおとなるを以て接見の爲めに一名の看守長は終日其時を用ひ亦他事を爲すの暇なかるへし斯の如きは看守長少數の監獄に取りては諸事差支少なからさることゝ思はるゝなり就ては其筋より接見の度數にも相當の制限を設けふれ其餘書面にて事濟むことは成るへく書信に讓ることとし以て監獄の管理上に一大利便を與へふれんおとを希望す是れ唯とり監獄管理上の利便のみなふそ自由刑執行上亦必要なる條件なるを信するなり

通　信

●看守教習

○石川縣に於ては內務大臣の訓令に基き監獄署內に看守教習所を設置し教習規則並に細則を定め監獄書記兼看守長林精三君所長兼教授に仝小島義則君看守長兼監獄書記河原正名君仝吉本嘉道君には各教授を命せられ今般新たに拜命せし看守三名を入所せしめ六月十三日を以て知事代理書記官森岡君臨所開所式を擧行せり其式辭並に答辭は左の如し

本日看守教習所創設の典を擧く蓋し監獄の目的たる防衛撲滅脅嚇感化の四種に外ならす此目的を達

せんと欲するや司獄官たる者各其執る處の職務權限を明にし紀律嚴肅身を以て囚徒行爲の標準爲らさるへからす若し夫れ之に反し執る處の職務明かならさるときは百の司獄官ありと雖も復た能く何をか爲さんや是則看守教習所の設けある所以なり嗟呼今や監獄改良の聲朝野に充つ敎官及受業生諸子勤勉以て良成蹟を擧け本所設置の盛意に背かさらんことを期せ

明治廿四年六月十三日

石川縣知事從四位勳三等岩山敬義代理石川縣書記官正七位　森岡眞

維新明治二十四年六月十三日石川縣看守教習所開所の式を擧けらる本縣知事代理閣下恭く式に臨み且つ賜ふに告辭を以てし懇篤訓諭せらる小官等感佩し其不敏を顧みす拮据勉勵以て其諭示に副はんことを期す乃ち卑意を陳し謹て答ふ

明治二十四年六月十三日

石川縣看守教習所長石川縣監獄書記兼看守長　林精三

（右石川縣監獄署報す）

●又

本年六月十日三重縣看守教習所開所式執行成川知事來臨所長祝辭受業生總代答辭次に知事告辭典獄演說等ありて式を了せり

當日知事告辭の大要は左の如し

本日看守教習所を開くの式を擧るに臨み一言以て諸子に告く

抑も獄務の改良は日を逐て進歩し大に舊來の面目を革新し又昔日の觀なきに至れり然れとも積年の餘弊尚未た全く一掃するを至さす管理の方法亦或は欠る所なき克はさる也今や玆に看守教習所の設置あるものは蓋し看守其人を得て以て益々獄務を改良し在監人の接遇及戒護の道をして着々完備ならしめんことを望むの主旨に外ならす所員宜く勉勵研精以て獄務の本領を解し兼て實務に練達するを期すへきなり云々

（右三重縣監獄署報す）

●又

秋田縣に於ては本年六月七日より看守教習所を開始し第一期受業生として六名を入所せしめたり

（右秋田縣監獄署報す）

●千葉縣監獄の近況

吾千葉縣監獄署は本年三月以來獄事改良に着手し福原典獄は同月中富山縣より轉任せられたる千葉縣監獄書記兼看守長大橋直正君（當時庶務課長）と共に熱心從事中なり

是まで千葉縣に於ては押丁は月給の辭令なるも其實は日給にて欠勤病氣引籠等あれは日割に算して支給せられたり然るに大橋課長赴任以來月俸と改まれり此は已に縣報にも登載あり且つ一般に職員

に其旨訓示ありたり

是迄千葉縣監獄署に於ては看守精勤証書を得たる者なかりしか先に達せられたる內務省令の規定に因り去る五月廿九日看守精勤証書を附與せられたる者拾貳名あり其人名左の如し

川村新藏君、小泉扇造君、大須賀寅君、馬淵平藏君、喜多埜豫吉君、杉山豫吉君、井管久成君、一色銀之介君、戶田信君、茶山信三郎君、藤本一作君、支署一名不明

以上拾二名なり

昨年來監獄官練習所へ出張せられ居たる本縣監獄書記豫看守長阿部竹之進仝大須賀光顯の二君は其業を卒へ歸署以來獄事改良に着手し阿部看守長には本縣木更津支署長となり大須賀看守長は本署警守課長豫看守押丁敎官を命せられ日々一般看守押丁に授業せらる

五月三十一日千葉縣監獄署に於て獄務研究會を開きしか其の會頭幹事の氏名は左の如し而して會員は凡そ七拾名なりし

會頭　大橋直正君　副會頭　大須賀光顯君　幹事　村上宗光君　矢島勇君　中島淺次郎君　淺井潔君　井管久成君　大須賀虎君　小泉扇造君　川村新藏君

（右正員矢嶋勇報す　千葉）

○

●囚人、敎誨師に謝狀を呈す

本縣監獄署大澤野外役派出所は常に百名內外の囚徒を派遣し（當署より里程三里半）耕耘に服役し居りしか同所は本年四月三十日限り廢止相成候依て輪次囚徒は歸監致候得共該所取毀ちの爲めに今尙五名殘り居候然るに本派本願寺派道の敎誨師飯沼廓然氏は每日曜日に該所へ出張し敎誨施行致居候處其敎誨師にも最早任期滿たんとするに際し殘囚五名は悔悟の謝狀を送致來候（囚徒の自筆にて）且五名は平素能く命令を遵奉し行狀善良役事に勉勵するものに付き放免後は良民に復歸すへしと思料す右は衆囚の龜鑑とも可相成ものと思料す幸ひに雜誌に御揭載相成候はゝ或は稗益あらんかと存候

富山縣監獄署內監獄同盟學會

監獄協會御中

謝狀

謹而書を飯沼廓然君に呈す夫れ君今春以來任を富山監獄署に拜せられ爾來遠隔の距離をも顧みす日曜及び大祭の日には必す當派出所に出張して以て熱情の原氣を勵まし懇々勸善懲惡の道を講し衆囚をして善心を感發せしめふるゝ所以のものは何そや他なし是畢竟我々衆囚をして眞心悔悟の念を懷かしめ以て善良なる美風を奏せしめんとの趣意に外ならす然らは則ち我々衆囚か謹て其意を奉戴し熱心に其善美なる敎導に因て眞心悔悟せすんはあるへからす然るに動もすれは其意玆に出すして却て其趣意の厚きを蔑如するものゝ如きは實に我々衆囚か慚愧の至に堪さる處なり元來法律を犯す如き頑愚痴鈍なる我々衆囚なれは亦推知せらるへきは勿論なりと預想せしは實に手前味噌の嫌悔能さ

に似たれとも全く然るにあらす我々衆囚か入獄以來教誨師の教導を受くると雖も未た君の如き善良なる知識に遭遇せさるを以て常に遺憾とする處なり然るに初て君の教悔を聞や全く其憂悶霽るゝに至れり實に我々衆囚の幸福之れに如くものなし是れ全く法主殿下善知識の英敏慈愛の心素より厚きに依ると雖も亦以て君の芳意卓絶なる教導に依らすんは爭か衆囚をして感發心を惹起せしひるの思想を懐かしひるを得んや實に是れ我々衆囚感服欣喜の到りに堪さる處なり又聞處に依れは君任期滿るや將に其任所に赴かんと錯愕遺望に堪へす嗚呼一期半歳の光陰一夢の如し茲に於て追慕の念轉た禁する能はす因て微意の存するもの數名連署し以て聊か鄙言を陳し謝辭に供せんとす

頓首百拜

富山監獄署大澤野外役派出所に於て

四人　四寫藤四郎　拇印

仝　泉　良　治　仝

仝　江尻長三郎　仝

仝　高畠幸作　仝

仝　藤江直次郎　仝

富山監獄署詰教誨師飯沼廓然殿

○

○佛國看守學校署史及學課目（神奈川縣獄事講習所に於ける佐野尚氏の講演筆記）

本日は本年四月出版の佛國監獄協會雜誌中同國ムーラン及サンデ兩監獄の看守學校の署沿革と其學課目とを抄譯して講述をへし生も先年來歐米の看守學校に於て教授する課目は如何なるものなるやを知らんと欲して諸種の書に就き調査したるも未た曾つて見さりしに今回佛國の部を得たれは諸君の參考に供せんと欲す

抑も看守學校の始祖とすへき國は伊太利なるあとは諸君の了知せらるゝ處なり而して佛國のムーラン監獄に看守學校を設置したるは今を去る四ケ年前即ち我か明治廿一年にして我か監獄協會の生れたるの年なり扨て此ムーラン看守學校に關する詳細の沿革は本年五月出版の同雜誌に掲載すへしとある故該雜誌接手の時御參考に供すへし茲に述んとするものはサンデ監獄看守學校の署沿革と其結果なりとす抑も此サンデ監獄に監禁そる處の囚徒は悉く短期刑の輕罪囚にして其在監者は平均一千人なり該監獄に看守學校を設置したるは一昨年にして其目的は單に郡獄の看守長（ガルシヤンセーフ）を養成する爲めなり而して此學校の費金中千八百「フラン」の金額は毎年國庫より支出するあとに國會に於て議決し尚ほ其他一千人の囚徒の教授及看守生の教授を司とる處の教師をも專任せられたり然れとも監獄專門科の教授は典獄主として之れを司とり或る時は監察官、看守長之れに代りて教授そる事あり又教師の忠實にして勉强なりしか爲め該校は社會に好評を得昨年中該校卒業生にして直に看守長に拜命したる者二名看守兼書記に任命せられたる者八名乃至十名ありし又本年（明治

二十四年）入學の生徒を寄宿せしむる處の寄宿房二十個新設せられたり是等は則此初學者の勤勉なりし結果ならんか國會に於ても監獄實務の練習所は此サンデ看守學校の右に出るものなしと認めたり斯の如く該校の實益あるは學理の教授と實務の教授と並行して一方に偏せさるか故なり該校にして爾來監獄大學校に組織せらるゝときは該校卒業の看守長には一ヶ年千二百「フラン」迄の俸給を與へ得へしと云ふ是に於てか尚ほ益々此看守學校をして高尚ならしめんか爲め白耳義、亞米利加合衆國ペンシルバニヤ州、普魯西、伊多利、等の有益なる教授法を參考して大に該校の教授法の進歩を謀れり然れとも是等の國々の教授法も猶皆實務に遠くして學理に偏するの弊あり只伊多利の教授法は大に望むへきものあり該國は先年レジナークリに一の大看守學校を設け爾來益々盛にして四ヶ所の分房監に各看守學校を設け其各校に四拾名以上の壯年者を入校せしめ大監獄内に於て學理と實務とを同時に訓練教授し非常の好結果を得たるとを聽き爾來普露西は伊國風の看守學校をバード大公領に設けたりと云ふさて又た此看守學校則佛國サンデ看守學校の國會に信を得たる原因を尋ぬるに去る千八百七十三年五月の國會に於てヲーツンビーユ（伯爵伯は監獄改良に熱心なる人にして其れに關する著書甚た多し）か此看守學校の實益あると教授法其宜しきを得たるとを辨論したるか爲めなるあとは忘却すへからさる事なり而して其學課目は左の如し

第一部　講義　課目

一監獄制度　○拘留威嚴より生する弊害　○出廷命令書式　○拘引狀書式　○拘留狀書式　○収監

狀書式　○裁判宣告書の要畧○　在監人名簿（裁判宣告に因りて此條目を製するあと）　○拘留監、重罪監、懲治監、負債囚留置監、違警監、遞送囚留置監及陸海軍監獄囚人名簿書式　○移送囚或は放免囚に關する規則

第二部　講義　課目

一監獄内規律及取締法　○囚徒の種別法　○其囚徒に適用する規律　○囚徒の書信取扱法　○接見取締法　○監獄の秩序安寧及規律を害すへき禁制物取扱法　○規律刑　○囚徒起寢取締法　○作業構成法　○尋常食物及加給の食物　○獄衣取扱法　○獄衣分配法　○囚徒衛生法　○囚徒所有品取扱法　○各監獄に於ける特別哨令、命令法及其準備法　○自殺、脫獄及犯罪の場合に處そへき方法　○負傷者、窒息者、の生したる時獄醫の來診すてに施すへき手當法

第三部　講義　課目

一特別勤務　○囚徒教授方、宗教事務及藥劑の注意　○監察委員の目的　○出獄人保護の事務

第四部　講義　課目

一命令書及行政處分に關する帳簿の整理法　○囚徒に給すへき金員計算に關する帳簿の整理法　○日記、毎週記及三ヶ月々簿其他内務省令を以て命する處の諸帳簿の編輯法

一文法書の教授（此は諸君の參考に必要なけれは畧す）

一數學教授

一總論　○定說　○命位記法　○分數　○運算第一編整理の運算加減數の証明、乘法及除法の証明、除法の主意　○第二編分數　○第三編小數　○第四編メートル法　○第五編面積及體の計算　○第六編三率比例法　○第七編割引計算法、利益配分計算法及會社計算法

一歷史教授（佛國の古代より近世までの分畧す）

一地理學教授

第一編「歐羅巴」の部　第二編　亞細亞、阿非利加及大洋洲の部　第三編　佛國の部

概畧斯の如し此課目は千八百八十九年十月にサンデ監獄教師ゴーチエー氏の改正に係るものにして同典獄ヲキユエス氏の許可を得たる旨を明記したるものなり　（右正員松田五百吉報す　川神奈）

寄書

○本會雜誌第三拾六號特別會員清浦奎吾君獄務上所見の一篇を讀み監獄協會に望む所あり

正員　阪本存　神奈川

我か監獄協會特別會員清浦奎吾君は獄務上所見の概畧として獄事に係る一篇の意見を草し以て本會雜誌に掲載し其の意見を發表せられたり余輩監獄協會員として此至重至要の緊急問題の目前に横たわるに際し豈に嘿々に附し去るを得んや、清浦君の監獄意見は其の主意を概括すれは節減したる政

費を以て府縣監獄の費用を國庫支辨の舊に復すへきの意見なりとす尚は敷衍して府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費其他地方稅支辨に屬する治水堤防費等素と國庫に於て支辨すへきものにして一時財政の都合に因りて地方の負擔に移したるものを國庫の支辨に復し之に因て一般人民の負擔を輕くするの適當なるに若かすと說かれたり

偉なる哉清浦君の意見其の炬大の眼光は以て監獄界を達觀し其の敏活の腦漿は以て獄務の眞相を裁破し遂に余輩のために率先主唱の勞を取られたり豈に感謝せさるを得んや余輩不敏と雖とも嘗て窃かに府縣監獄費及び府縣監獄建築修繕費をして悉く地方稅支辨の費目中より解除して國庫支辨の舊に恢復せられんことを企望しありしも是迄六百五拾萬圓の巨額を歲出中に減するか如き機に接するおそ無かりしか故空しく希望を抱さしのみなりしに今や此の好機に遭遇し殊に清浦君の主唱ありたれは余輩は茲に最も有力なる率先者を得たるものなり故に此機を失はさ其の理の在る所は之れを講し其の途のわらん限りは之を盡し以て余輩の宿望を達することに周旋努力せんとす

清浦君も說かれたる如く監獄に要する所の費用は國法執行に關する費用即ち裁判所の費用等と同一途に出つへきものなり取も直さす監獄事業は國家的問題に屬すへきものにして彼の地方個々の自治的問題にあらさるおとは余輩の信認する所なり然り而して唯た惜むらくは清浦君にして斯る重要の問題を彼の歐州漫遊の置土產となし曾て其の實行の方法手段に論及せられさりしおと是れなり而れ共も余輩は此の貴重の文字を空しく世間の批評に一任し去る能はさるか故に大日本監獄協會は此の

目的を貫徹す可きおとに盡力運動するの必要あるを信ずるなり

乍併府縣監獄費及監獄建築修繕費の如きは國庫支辨と爲す方事情の宜しきを得たるものには相違なきも同思すれは明治十三年より以降今日に至るまで業に已に十有餘年の經過を地方稅負擔に重ね來りたる場合なるを以て社會の感情も亦た自から之れを怪しまざるに似たり況んや政費節減のために餘裕と認むへき六百五拾萬圓は地稅輕減及び治水堤防費の原資に充てんとするもの多き今日に於てをや又況んや政府か監獄改良に銳意なるにも拘はらす社會一般か獄事の改良には未た冷淡なるの傾きある今日なるに於てをや此時に當て府縣監獄費府縣監獄修繕費をして國庫支辨の舊に恢復せんとするは是れ蓋し容易の業にあらさる可しと信するなり

故に余輩は大日本監獄協會員全部の團体中より獄務に通曉せる人士を撰ひ請願委員數人を設けて或は事理を審査して以て政府に建議し或は第二期の帝國議會に紹介を經て協贊を請ふこと等に努むへきの必要に迫れりと信せり而して右撰擧其他の方法の爲めには監獄協會の總集會を迅速開會して該會に於て確的なる審査と充分なる運動をなすの決議あらんおとを余輩は切望して措く能はさるなり」

○東京に教誨師養成所を設立すへし　正員　深井鑑一郎　稿

今日の監獄法は誨化と懲戒とを配劑したるものなる事は既に人の知る所なり又政府か監獄官練習所を設けられたるは此の目的を達する爲めなる事も亦既に人の知る所なり既に一方には此の良監獄法

あり一方には此の良監獄官養成所ある以上は此の目的を達するに於て何かあらん然れとも誨化の事は難中の至難にして管理者其の人を得誨化者其の任に適し之れに加ふるに良方便好教理を得るにあらされは決して其の目的を達すへきにあらす是れ一方に誨化を補贊する良監獄官あると同時に一方に誨化の主動者たる教誨師其人を得さるへからずとそる所以なり

余は今日の教誨師諸君は決して不適任の方々なりとは、つゆ思はさるなり又た決して自已の宗旨を監獄内に擴め信心家を作らんとする目的を有せらるゝ方々ありとは、つゆ思はさるなり言忠信に行篤敬に學識亦高く名僧知識に非されは碩學鴻儒なり良神官にあらされは好牧師なり皆能く其の監獄誨化の牛耳を執り能く幾多の罪人を誨化せらるへき事は予の大に信する所なり

然れとも今日の教誨師諸君中彼の教育家か教育學管理法、授業法を多年研究し學理を應用して之を實地に試むるか如く教誨の理法に通曉し以て順序よく規律正しく且つ勞少くして功多き方法を研究せられたるもの果して幾人かある實に今日の教誨師諸君か幾多の罪者を誨化せらるゝは德高く學博く幸に其の人の技倆あるに存すれはなり決して誨化の理法によりて研究したる結果にあらさるなり

故に之れを一二少數の人に望むへきも千百人に望むへからす今日の教誨師諸君に望むへきも之れを他日の教誨師に望むへからさるや亦明なり是れ余の教誨師養成所を設けて之れに限るに年を以てし之れに教ゆるに誨化の理法を以てする事師範學校生徒に教育學管理法授業法を授くると同しく一種の專門技術家として之れを養成せんと欲する所以なり

然れとも此の事業を起さん事は決して容易のおとにあらす政府の事業に成らんは固より望む所なれとも百事多端の折柄之れを政府に請ふも容易に聽許せらるましと信す故に我か協會員有力の士相協同して之れか主動者となり上は名譽會員特別會員の贊助を請ひ下は我か協會三千の正員協心戮力によりて東京に一私立教誨師養成所を設立し以て政府の特別保護を請ひ大日本監獄協會の一事業として彼の監獄官練習所に對せん事豈に目下の緊急事件にあらすや豈に我か協會三千會員の一大義務にあらすや

而して此の生徒の卒業したる時は政府と特約して必ず全國の各監獄に任命配置し以て教誨法の改良を企圖せは今日の監獄則を益々效多からしむるおとを得ん教誨師の職をして益々名譽あるものとなす事を得ん今假に養成の各學科及卒業後の待遇等を定むる事左の如し

一學科目　教誨法　普通倫理學　國語　辨舌法　孔孟學一斑　印度哲學一斑　泰西哲學一斑　操行

査定　本邦刑法　本邦監獄法　歐米監獄法一斑

一卒業年限　滿三年

一待遇　判任官

一俸給　拾五圓以上

○

○再犯防止に付ての憾を述ふ

正員　間島賀集　島根

再犯防止の策に就ては方今異論紛々として其歸着する處を知らす實にこれ監獄社會の一大難問題と謂ふへし然りと雖も予嘗て西哲の言を聽けり曰く爲せは成る爲さゝれは成らすと是に於て乎淺學不才の身を顧みす再犯防止の策を推究して茲に五憾を發せり抑も監獄の教誨懲戒は車の両輪の如し毫も偏すへからす懲戒は邪曲奸惡を碎くとおろの恐るへき剛制の威を示し教誨は邪惡の凝結を氷釋するとおろの慕ふへき慈惠の德を顯はし相俟て以て囚徒悔悟の情を催促し囚徒遂に悔悟の情に堪へすして之を表告する時は悔悟狀を取り之を手懸りとして視察を加へ且出監に際しては特別教誨の末に將來を戒め背否を問ひ放解すへきものなるへきも言語に隙あり改悛の意見へす猶腦裡に惡種を包藏するを認め得らるゝか如き者往々あり斯る者を放つは譬へは乞丐の一金を受けなから其恩を謝せすして尻を叩きて去るとの一般なり是れ一の憾なり縱ひ出監して市村中各自の居處に歸りても或は父兄より疎んせられて實家に入る能はさるもあり或は赤貧にして自食するの手段に竭るもあり是等の者に對し市町村役場に於て充分懇篤に世話する能はさる事是れ二の憾なり或は市村の人民に法度を諭し犯罪者の出るを其處の耻辱と爲すの風を養成すること無き是れ三の憾なり或は貧家の者學校の教育を受る能はすして人倫を知らさるに因て犯罪の緒に着く者多き是れ四の憾なり教誨師は看守長の上に位する能はす夫れ位置高からさる者は侮らるゝの憂あり故に教誨師の十論も典獄の一論に如かさるか如きものあり教誨師の位置斯の如く低く且つ教誨の方法備はらす教誨師其人を得又其人を養成するの法なき是れ五の憾なり右の五憾亡して始て再犯の憂減少せんか會員諸賢の高論果して如何

○藤波元吉君に呈す

正員　藤岡了空　東京

拜啓去る四月發行の本會雜誌第三十六號寄書欄内に於て我々教誨師の爲めに悲鳴の御敎示を賜り拜見致候處一々迂生か心中に的中いたし一は慚愧に堪へす一は欣喜に堪へす候其故は迂生去る明治十三年來敎誨に從事し殊に一昨廿一年來は常置敎誨に從來し現時東京石川島支署に勤務罷在候就ては身不肖にして未た監獄敎誨に付き確乎不拔の名案も立て兼ね日々大方諸氏の敎示を待ちて研究致居候何分獄務上の事は獄外より觀察したる議論とは其實際全く反對に出るもの多く抔少なからす故にいかなる大家の說と雖も其人にして獄内の事情に通せさる者なるはたやすく信用し難きものに付き唯々實地經驗の說に基かんことを希望致居候前年來獄事新報并に本會雜誌警察監獄雜誌等其他二三の飜譯書に掲載せらるゝことにして苟も敎誨に關係の說は一も漏らさす一讀し一々迂生への敎示と信し日に月に敎誨上注意を加へ此等敎示の恩庇によりて頃日敎誨心得の一書を草し以て子弟か佗日敎誨に從事せん時の材料に供し度存居候處此度の御敎示を辱うし殊に大膽にも敎誨を試んとするは甚以難事なるもの多くなれは猛省せよとの御事御尤千萬と存候實に其難事なるもの多くは迂生一已に取りては今更のもの多くにもなく去る明治十三年來の感情に誤へてやまさるもの多くに候しかしながら尋常說敎と監獄敎誨の區別又懲戒と敎誨の効驗の區別何を以て標準とするか又四角四面の定り文句とは如何なるものかなは其外にいかなる妙語を用ゐは適當なるかと云ふとの御敎示を賜はらは迂生現今の敎誨法に改

良を加ふるは無論なは敎誨心得中にも書き加へ以て將來の至實といたし度候就ては迂生も輿論に警覺されて前年五六の監獄を參觀し監獄敎誨の振はさるは第一敎誨師の精神不熱心なるもの多くと第二敎誨の方法陳腐に屬するもの多くと第三新材料に乏しきもの多くと第四司獄官と敎誨師と一致せさるか爲め種々の弊害生するもの多くと第五差入の書物不完全なるもの多くと第六敎誨師派遣方法宜しからさるもの多くと等の感情起り益々實地の研究を怠らす監獄差入本なるものを起草し監獄官諸氏の指敎に從ひ已に一昨年出版はいたし候へとも今日より顧れは見るに足らす慚愧に堪へさるもの多くに候唯々迂生の熱情を在監者の腦裏に貫徹せしめ貴命の如く相互の意氣相感して以て悔過遷善の効を奏せしめたき本心はたとひ此一命を終ると雖も消滅いたさす候故に此度本會雜誌紙面を汚すをも顧りみす貴下に對し再聽の御敎示を仰くものは僅に五六の監獄を參觀し又二三の監獄在勤に止るのみにてはたとひ全國一般の敎誨を推案するとも到底完全の思想は得難く候に付幸ひ此度貴下か獄事御熱情の餘り輿論と御經驗に質したまひ以て屢々我々敎誨師へ懇篤の御指敎あるに感し失敬をも顧りみす一書を呈し候何卒前件の個條に付て適當の御指導を賜はり度く尙は襟にも申上けし敎誨心得腹稿中十有餘の問題を撰み置候へ共御指導を受けし上直接に机下に呈し御斧正を願い度所存に候へは此度は之を畧し候故に此度の御指導と共に現今御奉職の御身分并に御宿所等詳細の御報を仰き候草々頓首

本會記事

●露國皇太子殿下の御答禮　去る六月四日牛込區長より別紙傳達あり此旨會員諸君に報す

大日本監獄協會

露國皇太子殿下御遭難ノ際書翰ヲ以テ御見舞申上候段同殿下ニ於テ御滿足ニ思召ス旨本官ヨリ申達スヘキ樣京都出張ノ西鄉內務大臣ヨリ電報有之候條此旨傳達ス

明治二十四年五月廿日

東京府知事侯爵　蜂須賀茂韶

●特別會員の死去　本會創業の際非常に盡力せられたる特別會員正四位勳三等文學博士中村正直君は去六月七日病死せられたるを以て本會よりは會員總代として庶務委員佐野尙武氏葬儀に會せられ又正員深井鑑一郎君よりは左の追悼祠を送られたり

本會のとくべち會員中村の博士のみまかりたまふを悲しむ詞

あはれ世のならはしは、たのしきも、かなしきも、いと多かめれど、樂しきはいといと稀にて、かなしきおとのみぞいや多かる、そか中にも、かなしともかなしと、あはれとも、あはれと、いひつへきは、世にすくれていさをたかく、れいなひいみじく、かつは學ひの道にさへ、たけたまへる人の、みまからせらるゝにおそゐなれ、

おゝに中村のはかせは、から、西洋の物學ひよりはしめて、ほとけのをしへ、かうくにのおとばをさへ、おちおちの山の、れほかひをかひの、しげきが本を、かきわきて、いたうぬくまもなく、うまうにさはめさせたまへり、さるからに、世のれほえめでたく、あるは博士のをしへ子となり、あるは博士の物したまへるふみどもによりて、やう得たる人おほきのみか、かしおき御あたりの御れほねさへいとめでたく、勅によりて、貴族院ぎゐんとなり、かつは東京市會議員のゐらびにさへあづかりて、もろもろのまつりおとをあげつゝひて、みくにのさきはへたすけたまふいさを、はたいふべくもあらじ、世には一つの物學び、一つのれおなひ、一つのいさをにたけたる人はいと多かめれど、博士のおとく、くさぐさの物學び、すべての行ひ、かぎかぎのいさをに、たけたまへるは世にまたとあふずかも、

まいて、わが會のとくべちくわいねんをうべなひて、此のわざにみおゝろを寄せ、そがれいたちにいそしまれて、幾もゝちたりの會員の、やうはかふせたまへる人の、みまからせたまふを聞き、いかでかなしからざらめや、おをれもひつゝくれば、げに物れほねぬ心地ぞする、

●監獄官任免異動

兵庫縣の部

看守長　花房敎君

同　加藤雄逸君

秋田縣の部

監獄書記　木名瀨禮助君

看守敎習所長兼敎官を命せらる

但し獄務課長如故

看守敎習所敎官を命せらる

看守長　大貫忠直君
看守教習所教官兼務を命せらる
宮城集治監の部
非職宮城集治監監獄醫　桑原如宣君
同　齊藤甲吉君
依願、本官を免せらる
高知縣の部
古川龍玉君
監獄教誨師に任せらる
玉林元徹君
中村監獄支署教誨師に任せらる

看守長兼監獄書記　林部熊三郎君
非職を命せらる
監獄書記　中村忠直君
同　藤村潤策君
兼看守長に任せらる
福島縣の部
內田紹術君
監獄醫に任せられ監獄署在勤を命せらる
監獄醫　三本松甲子之助君
依願、本職を免せらる

●本號出版遲延　本號印刷出來の期に際し印刷所近地に火災あり爲めに出版大ひに遲延したり會員諸員幸に之を恕せられたし

●會告

本會雜誌は固より會員諸君の機關たるを期するものに付會員諸君の御投稿は制規に觸るゝの嫌ひあるものを除くの外爾後本誌に掲け申度就ては

獄事に關し意見又は疑義を懷かるゝ諸君

會員に報すへき事實を有せらるゝ諸君

は幸に獄事の爲めに其勞を厭はせらるゝことなく續々御寄稿相成度希望致候也

○

一雜誌實費は昨二十三年九月分（第二十九號）より一部に付金七錢の割を以て東京集治監官舍にて庶務局長石澤謹吾氏宛にて送付せられたし

一會費四個月以上不納の向へは自今本會雜誌の配付を停止すへし

一會費御入金の節は事務所宛にせられす必す東京集治監官舍石澤謹吾氏宛にて送付ありたし

一通運會社に依り會費御送付の節は是非持込賃御拂ひ有之度又便郵切手代用は二割增とす

一會計主幹關長膺君病死せられたるに付當分の內庶務補佐員小林益三郎君(東京集治監書記)石澤庶務局長の監督の下に會計主幹を心得らる

右會員各位に謹告候事

大日本監獄協會

本會名譽會員

侯爵　蜂須賀茂韶君
伯爵　伊藤博文君
子爵　板本武揚君
子爵　山尾庸三君
　　芳川顯正君

本會特別會員

石井邦猷君
清浦奎吾君
小原重哉君
小野田元熙君
川合鱗三君

特別會員禮遇

獄務顧問　フォン、ゼーバッハ君

大日本監獄協會細則

第一條　雜誌ハ實費ヲ以テ會員ニ頒ツ
實費ハ雜誌ニ關スル一切ノ撰筆費額ヲ以テ算出スルモノトス
雜誌ニ掲載ジタルモノハ總ヘテ報酬ヲ貰スヲ正則トス

第二條　總裁　一人
推戴員中ヨリ推薦ス
會長　一人
名譽會員中ヨリ撰舉ス
副會長　一人
名譽會員特別會員又ハ維持會員中ヨリ撰舉ス
庶務局長　一人
維持會員中ヨリ撰舉ス
調査局長　一人
維持會員中ヨリ撰舉ス
主幹　二人
維持會員中ヨリ撰舉ス
庶務委員　二人
調査委員　二人
兩局長共同ノ發議ニヨリ會長之ヲ囑托スルモノトス
議員
典獄及ヒ副典獄又ハ典獄代理
公撰議員十人
在東京維持會員中ヨリ撰舉ス
特別調査委員
兩局長共同ノ發議ニヨリ會長之ヲ囑托ス

第三條　總裁ハ本會ヲ提理スルモノトス
會長ハ會務ヲ總理スルモノトス
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
庶務局長ハ左ノ事ヲ掌ル
一　會計ニ關スル事
二　庶務ニ關スル事
三　記錄ニ關スル事
調査局長ハ左ノ事ヲ掌ル
一　雜誌ノ編輯及ヒ印刷
二　海外通信
三　諸起案
四　調査書類ノ記錄
五　統計ニ關スル事
六　特別調査委員ニ關スル事
七　集會ニ關スル事
八　衞生ニ關スル事
庶務委員及ヒ調査委員
庶務又ハ調査ノ事務ヲ分掌スルモノトス
一人　庶務及ヒ會計主任
一人　記錄主任
一人　編輯主任
一人　海外通信主任
議員
會長ノ諮詢ニ應スルモノトス
特別調査委員
會長ノ囑托ニ依リ一事件ヲ調査スルモノトス

第四條　入會ヲ申込マル節ハ必ラス郵便切手金弐錢ヲ封入スヘシ本會ヨリハ規則、細則并ニ入會申込証ヲ送付スルモノトス

第五條　會費又ハ雜誌實費ハ前納スルモノトス
但シ數月分一時ニ前納スルモ妨ケナシ

明治廿三年七月十二日改正